



平成28年8月15日

内閣府（防災担当）

「平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成28年6月6日から7月15日にかけて一連の気象現象としての梅雨前線により全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令を、本日（8月15日（月））の閣議において、以下のとおり決定しました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ）

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

しもましきぐん みさとまち あそぐん うぶやまむら かましきぐん みふねまち こうさまち やまとちょう
熊本県下益城郡美里町、阿蘇郡産山村並びに上益城郡御船町、甲佐町及び山都町並びに宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町にしゅうすきぐん ごかせちょうの6町村を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ）

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項、第3項、第4項）

公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

III 今後の予定

8月18日（木） 公布・施行（予定）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨による 災害復旧事業費の査定見込額と激甚災害指定基準について

1 農地等 ※8月10日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 約169億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激A基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額

> 全国農業所得推定額×0.5% (約148億円)

2 公共土木施設等 ※8月10日時点

<局激>

市町村名	査定見込額	早期局激※基準額
熊本県下益城郡美里町	10.5億円	5.0億円 (局激基準 (ロ) × 2)
熊本県阿蘇郡産山村	1.6億円	1.0億円 (局激基準 (イ) × 2)
熊本県上益城郡御船町	21.7億円	5.7億円 (局激基準 (ロ) × 2)
熊本県上益城郡甲佐町	20.8億円	5.0億円 (局激基準 (ロ) × 2)
熊本県上益城郡山都町	22.5億円	5.0億円 (局激基準 (ロ) × 2)
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	3.1億円	2.3億円 (局激基準 (イ) × 2)

(参考：局地激甚災害指定基準)

次のいずれかに該当する災害(但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件)

(イ) 当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業
等の査定事業費 > 当該市町村の
標準税収入 × 50%

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業
等の査定事業費 > 当該市町村の
標準税収入 × 20%

※局地激甚災害(局激)については、査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害(基準の2倍超)については、災害の都度指定(いわゆる早期局激)。